

**科学研究費助成事業 研究成果報告書**

平成 27 年 6 月 9 日現在

機関番号：11501

研究種目：若手研究(B)

研究期間：2012～2014

課題番号：24730034

研究課題名(和文) 国連安保理に対する法的コントロールの実証研究：国際組織における立憲主義の模索

研究課題名(英文) Legal Control of the UN Security Council: Exploring Constitutionalism in International Organizations

研究代表者

丸山 政己 (Maruyama, Masami)

山形大学・人文学部・准教授

研究者番号：70542025

交付決定額(研究期間全体)：(直接経費) 1,400,000円

研究成果の概要(和文)：本研究は、国連安保理に対する法的コントロールの可能性を探ることを試みた。ここで法的コントロールとは、組織の決定がより高位の規範(例えば国際人権規範など)と合致しているかどうかを検証し、合致するよう保護する多層的なプロセスを意味する。このような観点から、狙い撃ち制裁、国際刑事裁判、保護する責任、国際立法の様々な実行を検討した場合、国際司法裁判所だけでなく様々なアクターによる法的コントロールの萌芽すなわち国際立憲主義の可能性を見出すことができるということが明らかになった。

研究成果の概要(英文)：This study attempted to explore potentiality of legal control of the UN Security Council. Legal control in this study means multifaceted process in which various actors evaluate whether decisions of international organizations are in accordance with higher international legal norms including international human rights norms and if not, appeal to its accordance. Observations of many practices relating to “targeted sanctions”, “international criminal justice”, “responsibility to protect”, and “international legislation” by the UN Security Council exemplified the potentiality of legal control not only by some international judicial organs such as the International Court of Justice but also by various non-judicial actors. This means emerging embryonic legal control mechanism and global constitutionalism in international organizations.

研究分野：国際法学

キーワード：国連安全保障理事会 国際立憲主義 狙い撃ち制裁 国際立法 法的コントロール 国際テロリズム

## 1. 研究開始当初の背景

(1) 1990年代以降、安保理の機能変化をめぐって多くの研究が蓄積している。安保理は、いわゆるグローバル・ガバナンスに踏み込んできており、その活動を法的に規制する必要性があるというのが共通の認識になってきている。しかし、ICJによる司法審査の可能性は、あるとしてもかなり低く、ICJによる司法的コントロール以外の可能性を探る試みが続けられている。

他方で、安保理の機能変化は、国家のみならず個人に対して直接的・間接的に大きな影響を及ぼしてきている。そのことから、国際人権規範によって安保理の活動を制限しようとする議論が出てくる。欧州人権裁判所や欧州司法裁判所、さらにはいくつかの国内裁判所では、安保理の実施する狙い撃ち制裁の対象となった個人が提訴する事例が生じており、なかには安保理の措置を履行する国内措置を取り消す判決も出てきている。さらには、こうした現状を国際立憲主義(より限定的には、国際組織における立憲主義)の観点から分析する議論も盛んになっている。

しかし、個人の権利に直接的・間接的に影響を及ぼす活動という意味では、狙い撃ち制裁の他にも平和維持活動や暫定統治、個人の刑事訴追など多岐にわたるはずであるが、現在のところ議論の中心は狙い撃ち制裁をめぐり、その他の活動については十分に研究されているとはいえない。

(2) 本研究代表者は、上述のような研究動向の中で、従来支配的とされてきた国際組織における機能主義に対比させた立憲主義という分析枠組みを設定し、現実適合性の観点から、ソフトな立憲主義(立憲的アプローチ)という視点の提示を試みてきた。立憲的アプローチの重要な要素の一つが、広義の法的コントロールである。すなわち、法的コントロールを「組織の決定がより高位の規範と合致しているかどうかを検証し、合致するよう保護する多層的なプロセス」と定義し、ICJだけでなく多様な主体を法的コントロールの主体として検討しようとするものである。本研究は、そうした試みの延長線上に位置づけられる。

## 2. 研究の目的

本研究は、研究代表者による狙い撃ち制裁に関する実行を中心とするこれまでの研究を踏まえて、ICJによる司法審査にとどまらない、広義の法的コントロール・メカニズムを検証することを目的とする。具体的には、安保理の狙い撃ち制裁以外の実行を素材として、国連内部の様々な機関(総会、事務総長、人権諸機関など)による国際法(とりわけ国際人権規範)に基づく見解が安保理の行動に及ぼしている影響の実態を明らかにする。

具体的な検討対象としては、個人の刑事訴追に関する実行、武力行使に関わる(とりわ

け保護する責任に関わる)実行を取り上げる。また、狙い撃ち制裁に関わる実行も現在進展中であり、動向に応じて適宜取り上げてフォローアップを行う。

こうした作業から理論的に対応すべき課題も見えてくるはずである。例えば、欧州人権裁判所で確立されてきた「同等の保護」理論(EUにおいて基本的権利について同等の保護が提供されている限り、欧州人権裁判所は問題に踏み込まないという考え方)の国連レベルにおける応用可能性、同裁判所や欧州司法裁判所、国内裁判所の判例等によって示唆されている「人権適合的解釈」(安保理が明確に反対の旨を決議で示していない限り、安保理の措置またはそれを履行する国内措置は人権規範に合致するように解釈しなければならないという考え方)の国連レベルでの実定法化の現状などである。

こうした点の検討を踏まえて、安保理の国際の平和と安全の維持及び回復という目的と、国際人権規範の要請との調整に関する実体的・制度的な理論のあるべき方向性を探ることが本研究の目的である。

## 3. 研究の方法

本研究では、これまでの狙い撃ち制裁の事例検討から明らかになってきた広義の法的コントロールのあり方は、他の安保理の活動領域においても妥当するという仮説をたてたうえで、大きく次の2点に分けて、上記3つの活動領域(狙い撃ち制裁、国際刑事裁判、「保護する責任」)の実行を検討する。

断片化する国際法秩序における(制度的でなく)規範的一体性を指向する傾向を見出すことができるか。

国際組織における権力抑制のメカニズムを見出すことができるか。

これらについて検討する場合、安保理の立場からだけでなく様々な制度・機関を有機的に結びつけて考察することが重要である。それぞれの活動を総合的・包括的に検討することで、法的コントロールのメカニズムの萌芽を見出すことができるだろうからである。その際、近年の国連における「人権の主流化」の動きのなかで、人権関連機関(例えば、人権理事会や人権高等弁務官事務所など)の果たす役割がこれまで以上に大きくなっていることが想定される。

## 4. 研究成果

本研究成果の大部分は、雑誌論文にまとめられている。

### (1) 規範的一体性への志向

(a) 狙い撃ち制裁に関しては、欧州人権裁判所が重要な判決(Nada 対スイス大法廷 2012年9月12日判決)を下したため、その分析を行い判例評釈として公表した(雑誌論文

）。これまで人権侵害を認定したもしくは当該措置を無効・取消としたいいくつかの国際・国内判例が出されていたが、締約国の義務違反認定を行った欧州人権裁判所の判決は、安保理決議に基づく義務に対して人権義務を優先させるという意味での規範的一体性を指向するものとして位置づけられる。但し、正面から憲章第 103 条の問題に取り組むことは回避している。

(b) 国際刑事裁判については、近年の ICC 予審裁判部による、スーダン、マラウィやチャドなどアフリカ連合 (AU) 諸国の非協力決定をめぐる実行を検討した。正義と平和の関係については、安保理自身も不処罰または国家指導者に対する裁判権免除は認められないことを確認し、また ICC へ協力することを加盟国に求めてきている。しかし、AU 諸国は、ICC への協力を拒絶するだけでなく、安保理に対しても ICC 規程第 16 条に基づく訴追延期を求めている。これに対して、ICC は、規程第 27 条の定める公的資格の無関係を確認し、第 98 条の不適用と第 13 条 b 項に基づく安保理の付託という観点から、非締約国の ICC への協力義務を導き出している。現在のところ、安保理はこうした非協力決定に対して有効な対応をとってはいないが、ICC による安保理による対応を促す規範的主張として、軽視できない実行である。

さらに、レバノン特別法廷が安保理による設置の合法性に関する決定 ( 上訴裁判部 2012 年 10 月 24 日決定 ) を下したので、その判例分析も行った。決定それ自体は安保理に対するコントロールの観点から不十分であると評価されるが、個別意見の検討により、国際刑事裁判の分野においても、安保理による平和および安全の維持目的と ( 強行規範としての ) 被告人の公正な裁判を受ける権利との均衡性をはかる必要があるということが明らかになった。

こうして、狙い撃ち制裁のように明確な規範的一体性の方向性を見出すことはできないが、刑事裁判所の提示する規範的主張によって安保理に対する一定のシグナルを送る傾向は見出せるように思われる。

(c) いわゆる「保護する責任」に関しては、リビアとシリアの実行、総会における議論さらにはそれらをめぐる学説を検討した。保護する責任は介入する側の新しい義務を意味するという立場を立憲化のプロセスと同義とした場合、その前提として規範的一体性への動きが位置づけられるように思われる。要するに、普遍的な価値・利益としての人権や民主的正当性が、伝統的な国家主権や内政不干渉原則をいかにして越えることができるか、さらにはそうした規範的優越性が介入主体としての安保理を義務づける規範的な根拠として形成されるかどうか、といったハードルを乗り越える試みが現在進行中であると言える。但し、そのハードルは相当高いものである。

## (2) 権力抑制メカニズムへの志向

上記の諸領域の実行分析をもとに、ICJ をはじめとする国際裁判所や、総会及び人権理事会、事務総長、国連人権高等弁務官などの様々なアクターが法的コントロールを行う契機について考察した。

(a) ICJ にせよ、ECJ や欧州人権裁判所、ICC といったその他の司法機関にせよ、現行法において安保理決議を無効ないし取消とする仕組みが明確になっていない以上は、それぞれの判断は法的なそれではなく事実としての影響力行使として把握するしかない。ICJ が相当に謙抑的であるのに対して、それ以外の司法機関がカディ事件に見られるように実質的に大きな影響力 ( 安保理に健全な機能をもたらすにせよ、麻痺をもたらすにせよ ) をもつ可能性があることを示している ( 図書 ) 。

また、司法機関を通じた法的コントロール・メカニズムないしその根拠となる論理が形成されつつあるようにも思われる。代表的なものは、同等の保護理論である。これは、ECJ と欧州人権裁判所の関係において形成されてきた理論であるが、その基本的な考え方は、国連レベルにおいて当てはまる可能性がある。すなわち国連システムにおいて権利の保護が不十分かもしくは欠陥がある場合には、それらの裁判所が違反を認定すべきという考え方である。

ICC の文脈においては、補完性原則が国際刑事裁判の実施における安保理の役割を考える際の指針になりうるという意味で、潜在可能性をもっているように思われる。各国の非協力に対する強制権限の活用、捜査・証拠収集等における国連 ( または安保理の許可を受けた多国籍軍 ) 等の要員の責任、さらにはバシル大統領の事例のように ICC への協力を拒絶する地域的国際組織の決定をどのように評価すべきかなど、ICC と安保理、地域的組織、国家といった関係において平和と正義を両立させるための調整原理として補完性原則を想定することができるよう思われるが、この点は今後の課題である。

(b) 様々な主体・アクターが自らの考える上位規範ないしそこに反映される価値を主張して、一定の影響力を及ぼすことを権力の抑制として考えることができるとするならば、むしろ非司法機関による行為の方が現実国際政治の観点からは、大きな影響を及ぼしうるといえよう。国連総会、人権理事会 ( とその特別報告者など )、事務総長、人権高等弁務官、オンブズパーソン、調査委員会など多くの関与主体を見出すことができる。

総会の一般的な役割、とりわけ 2012 年 9 月の「法の支配に関する総会ハイレベル会合宣言」で示された「法の支配に対する積極的な貢献」という役割が重要であろう。安保理が尊重すべき法規範を形成すること、安保理が扱う事態毎に総会が法規範に照らした見

解を表明することなどは、政治的コントロールというよりも法的コントロールに近いように思われる。

狙い撃ち制裁に関しては、安保理の措置を権限踰越であると断言する人権理事会特別報告者の報告書や欧州評議会の議員総会決議などが、裁判における当事者らによって依拠されている。また、スーダンやリビアなどの事態において、人権理事会や人権高等弁務官によって主導された国際的な独立調査委員会の活動が、ICCへの事態の付託につながっているという側面も、法的コントロールの観点から評価することができる。例えば、人権高等弁務官によって組織されたガルフール調査委員会による行動が、安保理による対応の透明性・正当性・アカウンタビリティの強化につながったという指摘もある。さらには、人権理事会を中心とする動きが安保理の強制行動を促す、あるいは安保理の不作为を非難しその正当性を掘り崩す効果を及ぼす側面があることも見逃せない。これらの機関が一定の影響力を行使できているのは、機関の権限に基づくというよりもむしろ機関が人権規範に依拠して見解を表明していることによるものであるように思われる。

全体としてみれば、決議や報告書などを通じた安保理へのシグナルとしての事実上の効果を指摘できるかもしれないが、そこで重要になるのは規範的一体性の観点から見た具体的な中身になる。換言すれば、安保理への圧力となりうるかどうかは、人権や個人の利益という観点からみた内容の説得性に依存するということである。また、保護する責任（リビアやシリアの実行）の検討から明らかかなように、非司法機関が担う役割は、実際の安保理の行動に対して人権規範等の観点から評価を加えることだけでなく、安保理の介入を促すという意味で、規範的一体性への志向を後押しすることも含まれる。

現状では、より柔軟に非司法機関の役割（機関の性質ではなく果たす機能に着目して）も含めて法的コントロール・メカニズムを模索する方が建設的であろう。ただそれでもなお、それぞれの行う判断や規範的主張の事実上の影響力をいかに法的に把握するかという国際立憲主義にとっての課題は残されている。特に、加盟国の「最終手段に訴える権利」をめぐるのはどのような条件でこれを認めるべきか、学説は一致していない。

### (3) いわゆる「国際立法」について

上述の成果をまとめるなかで、国際テロリズムの防止に関する決議 1373 や大量破壊兵器の非国家主体への拡散防止に関する決議 1540 などに代表される、安保理による国際立法に関する実行についても、法的コントロールの観点から検討することが有益であろうことが明らかになってきた。そこで、最終年度は国際立法に関する実行に焦点を当てて研究を進めた（雑誌論文）。

こうした実行の検討にあたっては、まず「事後の実行」概念を国際組織法の観点から再検討し、加盟国の合意に還元されない「機関の実行」さらにはより広い射程から「組織全体の実行」という視座が重要であることを確認した。そうした視座により、安保理による国際立法行為それだけでなく、その実施に関わる実行を総合的に評価するための分析枠組みが可能となる。

決議 1373 および決議 1540 の実施に関わる実行を全体として概観した場合、加盟国の広い支持が獲得されていることと同時に、国際人権規範を中心とした国際法との合致を求める動き（法的コントロールの萌芽）がみてとれる。また、そうした動きにおいて重要な影響力を及ぼす様々なアクター（安保理の設置した CTC や 1540 委員会とさらにその下部に設置されている CTED や専門家グループ、国連人権高等弁務官や国連人権理事会が任命している特別報告者など）を確認できる。但し、こうした国際人権規範を中心とする法的コントロールを理論的に概念化する作業については、国際・国内判例や学説がまだ萌芽的なために今後の課題となるであろう。

さらに、法的コントロールの実践と理論における不十分さを埋めるために、アカウンタビリティや民主的正当性という観点からのアプローチが重要となってくることも確認された。参加の確保、透明性、対話などを重視する考え方として、これらを国際立憲主義の中に位置づける作業も今後の課題とした。

### 5. 主な発表論文等

（研究代表者、研究分担者及び連携研究者には下線）

〔雑誌論文〕（計 3 件）

丸山政己「国連安全保障理事会による「国際立法」とその実施に関する一考察—国際立憲主義の観点から—」『山形大学法政論叢』第 62 号、2015 年（印刷中）

丸山政己「国連安全保障理事会と国際法の「立憲化」—法的コントロールの問題を中心に—」『世界法年報』第 33 号、2014 年、65-93 頁

丸山政己「国連安全保障理事会決議に基づく狙い撃ち制裁の実施と欧州人権条約上の義務—Nada 対スイス事件(欧州人権裁判所大法廷 2012 年 9 月 12 日判決)—」『山形大学法政論叢』第 56 号、2013 年、35-62 頁

〔学会発表〕（計 2 件）

丸山政己「国連安全保障理事会と国際法の「立憲化」—法的コントロールの問題を中心に—」2013 年世界法学会研究大会、2013 年 5

月，帝京大学板橋キャンパス

丸山政己”Some Comments on ‘Constitutionalization’ of International Law & Asia”，（討論者）アジア国際法学会日本協会第3回研究大会，2012年6月，早稲田大学

〔図書〕（計1件）

丸山政己「カディ事件 欧州司法裁判所2008年9月3日大法廷判決」杉原高嶺・酒井啓巨編『国際法基本判例50【第2版】』三省堂，2014年，178-181頁

〔産業財産権〕

○出願状況（計0件）

名称：  
発明者：  
権利者：  
種類：  
番号：  
出願年月日：  
国内外の別：

○取得状況（計0件）

名称：  
発明者：  
権利者：  
種類：  
番号：  
出願年月日：  
取得年月日：  
国内外の別：

〔その他〕

ホームページ等

6. 研究組織

(1)研究代表者

丸山 政己 (MARUYAMA Masami)

山形大学・人文学部・准教授

研究者番号：70542025

(2)研究分担者

( )

研究者番号：

(3)連携研究者

( )

研究者番号：